○新潟県柏崎市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則

平成１４年５月２４日規則第６４号

（趣旨）

第１条　この規則は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号。以下「法」という。）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成１２年政令第４９５号）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成１４年国土交通省・環境省令第１号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（身分証明書の様式）

第２条　法第４３条第２項に規定する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附　則

この規則は、平成１４年５月３０日から施行する。

（表面）

9㎝

6㎝

身　分　証　明　書

第　　号

所属部課

職 氏 名

生年月日生　　年　　月　　日生

上記の者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第43条第２項の規定により、立入検査を行う者であることを証明する。

（裏面）

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（抜粋）

（立入検査）

第43条　都道府県知事は、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、対象建設工事の現場又は対象建設工事受注者の営業所その他営業に関係ある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（妨害等への罰則）

第51条　次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

一～五（略）

六　第43条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（抜粋）

（市町村の長による事務の処理）

第８条　法に規定する都道府県知事の権限に属する事務であって、建築主事を置く市町村又は特別区の区域内において施工される対象工事に係るもののうち、次に掲げるものは、当該市町村又は当該特別区の長が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、当該市町村又は当該特別区の長に関する規定として当該市町村又は当該特別区の長に適用があるものとする。

一～五（略）

六　法第43条第１項の規定による立入検査に関する事務（特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するために必要なものに限る。）